JET Report

ジェット レポート

vol.30

新春号

2006. New Year Issue

財団法人　電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

「新年のご挨拶」 3

JET SCOPE 4
JIS認証の登録認証機関の申請を行いました

海外トピックス 6
ITSタイランドが「JET認定ラボ」に登録されました

SAFETY REGULATIONS 7
電気用品安全法技術基準の省令第2項に
JISを採用する動向について

Conference Report 8
2005年IEC南アフリカ会議より

海外情報 10
ぶらぶら紀行『初めてのインド』後編
タイ バンコク滞在記

JET INFORMATION 12
ISO9001とISO14001の統合審査サービスを開始しました
「指定管理医療機器認証」業務のご案内
電磁界の健康影響に関する「シンポジウム」と「講演会」を開催

試験現場NOW〈22〉 15
医療機器認証センター

JETの試験設備〈22〉 15
ダストチャンバー

新年明けましておめでとうございます

財団法人電気安全環境研究所（JET）
理事長　吉澤　均

「ＪＥＴ　Ｒｅｐｏｒｔ」をご愛読の皆様方におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと存じます。

昨今の種々の経済指標によれば、バブル崩壊後１０年余りに及んだ負の遺産の精算は大方終了し、景気停滞の大きな要因であった不良債権問題も、金融機関の収益を見る限りでは峠を越え、景気の穏やかな回復に期待が持てるようになってきました。

また、郵政民営化等、「官」から「民」への動きは、効率の向上、創意工夫によるサービスの向上・多様化に貢献し、経済の活性化が期待されるところです。

一方、「ＪＲ福知山線脱線事故」や「マンションなどの耐震強度の偽装」のように、起こってはならない事故・事件も記憶に新しいところです。私共とは分野が違うものの、公共の「安全」の一翼を担うものとしては、気が引き締まる思いです。

さて、ＪＥＴの業務の最近の動向につきましては、既存の審査・認証業務に加え、改正薬事法に基づく登録認証機関として登録され、電気治療器、歯科用機器関連等管理医療機器の認証業務をスタートしました。さらに、改正工業標準化法に基づき、新ＪＮＬＡ制度及び新ＪＩＳマーク制度に対応すべく、登録試験事業者並びに登録認証機関の申請を行いました。

そして、中国をはじめとした東アジア諸国における事業者の経営資源の現地化が進んでいることを受け、それら諸国の主要認証機関との業務提携内容の拡大等、お客様のニーズに対応すべく、積極的な業務展開を進めております。

また、地球環境に優しい新エネルギーとして注目される太陽光発電や燃料電池発電に関しましても、調査・研究に積極的に取り組み、太陽電池モジュールの認証など皆様の幅広いニーズにお応えすべく日々研鑽に努めております。これからも、規制緩和の深まりに対応した事業運営、国際化の急激な進展への的確な対応等を目指し、皆様のお役に立っていくことが私たちの重要な使命であると考えております。

これからの消費経済になくてはならない「安全」「環境」をキーワードに、更なるサービスの向上を目指し、役職員一同一丸となって努力していく所存でございますので、今後とも旧来と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。

（了）

JET Scope

ＪＩＳ認証の登録認証機関の申請を行いました

【新JISマーク】

ＪＥＴは、平成17年11月、工業標準化法に基づく登録認証機関になるため経済産業省に申請しました。登録認証機関として認められた後には、従来からの業務である電気用品安全法の適合性検査、Ｓ－ＪＥＴ認証等の試験等を活用してＪＩＳ認証に関して、ワンストップで行うことが可能になり、試験認証費用の軽減や認証期間の短縮などのメリットをご提供させて頂きます。

具体的な費用やご質問は、各事業所の受対窓口または企画広報部までお問い合わせ下さい。なお、申請した範囲は現行ＪＩＳの指定商品を中心に次のとおりです。（２００６年１月現在の申請範囲ですが、変更される可能性があります。）

（企画広報部）

区分	規格番号	名　　称
B	JISB8314	浅井戸用電気井戸ポンプ
	JISB8318	深井戸用電気井戸ポンプ
	JISB8342	小形往復空気圧縮機
	JISB2061	給水栓
	JISB2011	青銅弁
	JISB2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手
	JISB8410	水道用減圧弁
	JISB2031	ねずみ鋳鉄弁
	JISB2051	可鍛鋳鉄１０Ｋねじ込み形弁
	JISB2062	水道用仕切弁
	JISB2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手
	JISB2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手
	JISB2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手
	JISB8414	温水機器用逃し弁
	JISB2220	鋼製管フランジ
	JISB2401	Ｏリング
	JISB2302	ねじ込み式鋼管製管継
C	JISC2254	電熱用マイカ板
	JISC2304	コイル絶縁紙
	JISC2305	プレスボード
	JISC2320	電気絶縁油
	JISC2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ
	JISC2805	銅線用圧着端子
	JISC2806	銅線用裸圧着スリーブ
	JISC3101	電気用硬銅線
	JISC3102	電気用軟銅線
	JISC3104	平角銅線
	JISC3202	エナメル線
	JISC2807	絶縁被覆付閉端接続子
	JISC3301	ゴムコード
	JISC3306	ビニルコード
	JISC3307	600Ｖビニル絶縁電線（IV）
	JISC3340	屋外用ビニル絶縁電線（OW）
	JISC3341	引込用ビニル絶縁電線（DV）
	JISC3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)
	JISC3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル
	JISC4901	低圧進相コンデンサ
	JISC4908	電気機器用コンデンサ
	JISC7501	一般照明用電球
	JISC7523	家庭用小形電球
	JISC7530	ボール電球
	JISC7503	鉄道用電球
	JISC7601	蛍光ランプ（一般照明用）
	JISC7603	蛍光ランプ用グロースタータ
	JISC7651	一般照明用電球形蛍光ランプ

区分	規格番号	名　　称
C	JISC8106	施設用蛍光灯器具
	JISC8108	蛍光灯安定器
	JISC8117	蛍光灯電子安定器
	JISC8112	蛍光灯卓上スタンド（勉学・読書用）
	JISC8115	家庭用蛍光灯器具
	JISC8303	配線用差込接続器
	JISC8304	屋内用小形スイッチ類
	JISC8305	鋼製電線管
	JISC8309	金属製可とう電線管
	JISC8313	配線用つめ付きヒューズ
	JISC8314	配線用筒形ヒューズ
	JISC8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ
	JISC8330	金属製電線管用の附属品
	JISC8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー
	JISC8350	金属製可とう電線管用附属品
	JISC8358	電気器具用差込接続器
	JISC8366	ライティングダクト
	JISC8369	光電式自動点滅器
	JISC8371	漏電遮断器
	JISC8411	合成樹脂製可とう電線管
	JISC8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品
	JISC8425	屋内配線用合成樹脂線ぴ（樋）
	JISC8430	硬質塩化ビニル電線管
	JISC8432	硬質塩化ビニル電線管用附属品
	JISC8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー
	JISC8501	マンガン乾電池
	JISC8511	アルカリ一次電池
	JISC9108	電気掃除機
	JISC9201	電気こんろ
	JISC9209	電気こたつ類
	JISC9210	電気毛布
	JISC9212	電気がま及び電気ジャー
	JISC9250	電子レンジ
	JISC9502	自転車用発電ランプ
	JISC9603	換気扇
	JISC9606	電気洗濯機
	JISC9607	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
	JISC9608	回転ドラム式電気衣類乾燥機
	JISC9610	携帯電気グラインダ
	JISC9621	卓上電気グラインダ
	JISC9612	ルームエアコンディショナ
	JISC9613	ヘヤドライヤ
	JISC9614	電気かみそり
	JISC9711	屋内配線用電線接続工具

区分	規格番号	名　　称
G	JISG3441	機械構造用合金鋼鋼管
	JISG3444	一般構造用炭素鋼鋼管
	JISG3445	機械構造用炭素鋼鋼管
	JISG3466	一般構造用角形鋼管
	JISG3452	配管用炭素鋼管
	JISG3454	圧力配管用炭素鋼鋼管
	JISG3455	高圧配管用炭素鋼鋼管
	JISG3456	高温配管用炭素鋼管
	JISG3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管
	JISG3458	配管用合金鋼鋼管
	JISG3460	低温配管用鋼管
	JISG3446	機械構造用ステンレス鋼鋼管
	JISG3448	一般配管用ステンレス鋼管
	JISG3459	配管用ステンレス鋼管
	JISG3463	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管
	JISG5502	球状黒鉛鋳鉄品
H	JISH3300	銅及び銅合金継目無管
	JISH3320	銅及び銅合金溶接管
	JISH4311	一般工業用鉛及び鉛合金管
	JISH3401	銅及び銅合金の管継手
K	JISK6353	水道用ゴム
	JISK6718-1	プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ、寸法及び特性－第1部：キャスト板
	JISK6718-2	プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ、寸法及び特性－第2部：押出板
	JISK6723	軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド

区分	規格番号	名　　称
K	JISK6735	プラスチック－ポリカーボネート板－タイプ，寸法及び特性
	JISK6739	排水用硬質塩化ビニル管継手
	JISK6741	硬質塩化ビニル管
	JISK6742	水道用硬質塩化ビニル管
	JISK6743	水道用硬質塩化ビニル管継手
	JISK6762	水道用ポリエチレン二層管
	JISK6787	水道用架橋ポリエチレン管
	JISK6788	水道用架橋ポリエチレン管継手
	JISK6792	水道用ポリブテン管
	JISK6793	水道用ポリブテン管継手
	JISK6745	プラスチック－硬質ポリ塩化ビニルシート－タイプ，寸法及び特性－第1部：厚さ1mm以上の板
	JISK6761	一般用ポリエチレン管
	JISK6769	架橋ポリエチレン管
	JISK6770	架橋ポリエチレン管継手
	JISK6776	耐熱性硬質塩化ビニル管
	JISK6777	耐熱性硬質塩化ビニル管継手
	JISK6778	ポリブテン管
	JISK6779	ポリブテン管継手
	JISK6912	熱硬化性樹脂積層板
	JISK6915	フェノール樹脂成形材料
	JISK6916	ユリア樹脂成形材料
	JISK6917	メラミン樹脂成形材料
	JISK6918	ジアリルフタレート樹脂成形材料
T	JIST1021	医用差込接続器

区分の記号 —— B:一般機械　H:非鉄金属
C:電子機器及び電気機械　K:化学
G:鉄鋼　T:医療安全用具

ＩＴＳタイランドが「ＪＥＴ認定ラボ」に登録されました

ＪＥＴは、2005年11月、ＩＴＳタイランド(Intertek Testing Services Thailand Ltd.)を、電気製品のＥＭＩ分野において「ＪＥＴ認定ラボ」として認定しました。

右：Mr. Rhett Wang（ＩＴＳタイランド General Manager）
左：吉澤　均（ＪＥＴ理事長）

ＪＥＴは、ＩＴＳタイランドの試験データを活用するための条件整備として、ＩＴＳタイランドからの申請を受け、「ＪＥＴ認定ラボ登録」審査を終了した結果、ＪＥＴの登録基準に適合していると判定し、2005年11月、電気製品の「ＥＭＩ分野」での「ＪＥＴ認定ラボ登録証」(Certificate of Registration)を発行しました。

この措置により、タイ国に立地している製造事業者等におかれては、Ｓ－ＪＥＴ認証取得のために必要なＥＭＩ試験をＩＴＳタイランドで受験できることになりました。

今回は、「ＥＭＩ試験分野」のみの認定ですが、今後認定の範囲を「安全試験分野」にも拡大することによって、より広い範囲においてのサービスを製造事業者に提供できるようにしたいと考えています。

ITSタイランドの「JET認定ラボ」の登録により、タイ国及びその周辺地域に立地している製造事業者等に対し、時間と便利さを提供することができる体制が整いましたので、皆様のご利用をお待ちしています。

（国際事業部）

電気用品安全法技術基準の省令第2項にJISを採用する動向について

電気用品安全法の技術基準の省令第２項の採用規格は、「経済産業大臣が認めた基準」として、その内容を取扱細則「別紙１」としてすべて書き下した形（以下、「ＩＥＣ-Ｊ規格」という。）で公表されていますが、今後は、徐々にこのＩＥＣ-Ｊ規格の代わりに、国際整合ＪＩＳの番号を指定する形でＪＩＳが省令第２項に採用されることになりました。すでに平成１４年度より、一部の電気用品を適用範囲に含む国際整合ＪＩＳがこの形で省令第２項に採用されていますが、この動きは今後更に加速する方向です。

ＪＥＴでは、経済産業省からの委託により，昨年１０月以降に発行された、又は今年度中に発行される予定のＪＩＳで、電気用品安全法技術基準の省令第２項への採用を検討するＪＩＳについて、ＪＩＳのデビエーションと現行省令第２項基準（ＩＥＣ-Ｊ規格）との違いを整理し、電気用品調査委員会（事務局：（社）日本電気協会）で説明するための準備をしています。作業は、関連業界の協力のもとに進めていますが、１０月現在で作業中のＪＩＳは次のようになっています。

（技術規格部）

省令第2項への採用を検討するJIS（案）

平成17年10月12日現在であり，追加等の変更の可能性があります。

IEC規格番号		JIS規格番号	タイトル
IEC60127-1	第1版(1988)＋Amd.1(1999)＋Amd.2(2002)	JISC6575-1:2005	ミニチュアヒューズ－第1部：ミニチュアヒューズに関する定義及びミニチュアヒューズリンクに対する一般要求事項
IEC60127-2	第2版(2003)＋Amd.1(2003)	JISC6575-2:2005	ミニチュアヒューズ－第2部：管形ヒューズリンク
IEC60127-3	第2版(1998)＋Amd.1(1991)＋Amd.2(2002)	JISC6575-3:2005	ミニチュアヒューズ－第3部：サブミニチュアヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）
IEC60127-4	第2版(1996)＋Amd.1(2002)＋Amd.2(2003)	JISC6575-4:2005	ミニチュアヒューズ－第4部：UMヒューズリンク（UMF）及びその他の包装ヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）
IEC60335-2-2	第5版(2002)	JISC9335-2-2:2004	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項
IEC60335-2-14	第4版(2002)	JISC9335-2-14:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-14部：ちゅう房機器の個別要求事項
IEC60335-2-17	第2版(2002)	JISC9335-2-17:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-17部：毛布，パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項
IEC60335-2-21	第5版(2002)	JISC9335-2-21:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-21部：貯湯式電気温水器の個別要求事項
IEC60335-2-23	第5版(2003)	JISC9335-2-23:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項
IEC60335-2-24	第6版(2002)	JISC9335-2-24:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-24部：冷却用機器，アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
IEC60335-2-27	第4版(2003)＋Amd.1(2004)	JISC9335-2-27:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-27部：紫外線及び赤外線による皮膚照射装置の個別要求事項
IEC60335-2-31	第4版(2002)	JISC9335-2-31:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-31部：レンジフードの個別要求事項
IEC60335-2-32	第4版(2002)	JISC9335-2-32:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-32部：マッサージ器の個別要求事項
IEC60335-2-36	第5版(2002)＋Amd.1(2004)	JISC9335-2-36:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ，オーブン，こんろ及びこんろ部の個別要求事項
IEC60335-2-37	第5版(2002)	JISC9335-2-37:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-37部：業務用フライヤの個別要求事項
IEC60335-2-38	第5版(2002)	JISC9335-2-38:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-38部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項
IEC60335-2-39	第5版(2002)＋Amd.1(2004)	JISC9335-2-39:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-39部：業務用多目的調理なべの個別要求事項
IEC60335-2-42	第5版(2002)	JISC9335-2-42:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-42部：業務用コンベクション，蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項
IEC60335-2-47	第4版(2002)	JISC9335-2-47:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-47部：業務用電気煮炊きなべの個別要求事項
IEC60335-2-48	第4版(2002)	JISC9335-2-48:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項
IEC60335-2-49	第4版(2002)	JISC9335-2-49:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-49部：業務用電気温蔵庫の個別要求事項
IEC60335-2-50	第4版(2002)	JISC9335-2-50:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-50部：業務用湯せん器の個別要求事項
IEC60335-2-53	第3版(2002)	JISC9335-2-53:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-53部：サウナ用電熱装置の個別要求事項
IEC60335-2-58	第3版(2002)	JISC9335-2-58:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-58部：業務用の電気式食器洗浄機の個別要求事項
IEC60335-2-60	第3版(2002)	JISC9335-2-60:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-60部：渦流浴槽の個別要求事項
IEC60335-2-64	第3版(2002)	JISC9335-2-64:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-64部：業務用厨房機器の個別要求事項
IEC60335-2-66	第2版(2002)	JISC9335-2-66:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-66部：ウォーターベッド用ヒータの個別要求事項
IEC60335-2-84	第2版(2002)	JISC9335-2-84:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-84部：トイレとともに使用する機器の個別要求事項
IEC60335-2-89	第1版(2002)	JISC9335-2-89:2005	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-89部：業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項
IEC60570	第4版(2003)	JISC8472:2005	照明器具用電源供給トラックシステム
IEC60838-1	第3版(1997)＋Amd.1(1999)＋Amd.2(2002)	JISC8121-1:2005	ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験
IEC60838-2-1	第1版(1994)＋Amd.1(1998) 第2版(1996)＋Amd.1(2002)	JISC8121-2-1:2005	ランプソケット類－第2-1部：S14形ランプソケットに関する安全性要求事項
IEC61058-1	第3版(2000)＋Amd.1(2001)	JISC4526-1:2005	機器用スイッチ－第1部：一般要求事項
IEC61058-2-1	第1版(1992)＋Amd.1(1995)	JISC4526-2-1:2005	機器用スイッチ－第2-1部：コードスイッチの個別要求事項
IEC61058-2-4	第1版(1995)＋Amd.1(2003)	JISC4526-2-4:2005	機器用スイッチ－第2-4部：独立形固定スイッチの個別要求事項
IEC61058-2-5	第1版(1994)	JISC4526-2-5:2005	機器用スイッチ－第2-5部：切換セレクタの個別要求事項
IEC61347-1	第1版(2000)＋Amd.1(2003)	JISC8147-1:2005	ランプ制御装置－第1部：一般及び安全性要求事項
IEC61347-2-3	第1版(2000)	JISC8147-2-3:2005	ランプ制御装置－第2-3部：交流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項
IEC61347-2-8	第1版(2000)	JISC8147-2-8:2005	ランプ制御装置－第2-8部：蛍光灯安定器の個別要求事項
IEC61347-2-9	第1版(2000)＋Amd.1(2003)	JISC8147-2-9:2005	ランプ制御装置－第2-9部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯を除く）
IEC61386-1	第1版(1996)＋Amd.1(2000)	JISC8461-1:2005	電線管システム－第1部：通則
IEC61386-21	第1版(2002)	JISC8461-21:2005	電線管システム－第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項
IEC61386-22	第1版(2002)	JISC8461-22:2005	電線管システム－第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項
IEC61386-23	第1版(2002)	JISC8461-23:2005	電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項O

2005年IEC南アフリカ会議より

今年のＩEC会議は南アフリカ共和国のケープタウンにおいて、2005年10月13日から10月26日までのスケジュールで開催されました。これに伴い、各種技術委員会が開催されましたが、ＪＥＴが参加した会議の中から安全とＥＭＣの2つの分野の概要を報告します。

ケープタウンは、南アフリカ共和国の最南端に位置して、日本から時差にして７時間遅れている場所にあり、喜望峰で有名なところです。以下は、ＩＥＣ／ＴC61及びＣＩＳＰＲ関連の会議について、とくに注目すべき事項を整理したものです。

IEC／TC61（安全分野）

ＴＣ６１は、ＩＥＣ６０３３５－１及びその個別規格（家電機器関係の安全性）で代表される技術委員会です。会議は2005年１０月１７日から５日間に亘って開催され、委員長、幹事等の事務局スタッフの他に各国から６４名が参加して行われました。その内容から日本製品に特に関連する事項を中心にまとめると、次のようになります。

①ＩＥＣ６０３３５－１第４版の修正（アメンドメント）２が審議可決され、ＦＤＩＳ（最終国際規格案）として発行されることとなりました。これにより、グローワイヤー試験等に対する試験が明確となります。

②部品の取り扱い（２４項）においては、特に燃焼性に関する既認証部品と未認証部品に対する考え方を明確化したのが特徴的です。

③脱水機の蓋と可動部へのアクセスに関する日本提案がＦＤＩＳに進むことが確認されました。

④洗濯機の試験布として、ＪＩＳで規定する布も使用できるとする日本提案がＦＤＩＳに進むことが確認されました。

⑤洗剤を使用しない洗濯機について、これまでに新たな個別規格番号によるパート２規格（ＩＥＣ６０３３５－２－１０８）として検討してきましたが、次回からは、現行の洗濯機に対する規格（ＩＥＣ６０３３５－２－７）の変更案として扱うこととし、将来的に電解液を作成する部分が他の製品にもまたがる場合は、その時に新たな個別規格として検討することとしました。

⑥炊飯器に対する要求事項をＩＥＣ６０３３５－２－１５において明確化する日本提案が一部変更（熱センサー部への漏水試験を既存のものに変更）の上、ＣＤＶ（投票用委員会原案）に進むこととなりました。これにより、炊飯器の試験方法について各国の試験所によって取り扱いが必ずしも一致していなかった問題が解決される見通しとなりました。

⑦ＩＥＣ６０３３５－１第４版の修正（アメンドメント）１において導入されたイミュニティ試験（１９項）について、現在個別規格で禁止している電子回路の使用は、たとえ１９項の試験を満足するか否かに関わらず、製品によって許されない（使用禁止）ものがあるとの確認がなされました。（ＴＣ６１のワーキンググループのひとつであるＭＴ２３の内部でも考え方が分かれていましたが、今後、更なる議論が予想されます。）

（技術規格部）

CISPR（EMC分野）

ＣＩＳＰＲについては今回、総会はなく、５つのＳＣ（分科委員会）とそれぞれのＷＧ（作業グループ）、及びＣＩＳＰＲ全般に関わる問題を審議する運営委員会が開かれました。この中から、家電・照明機器の審議にかかわる重要な話題についてご紹介します。

1，ＳＣ－Ｂ（高周波利用機器関連）

ＳＣ－Ｂでは、ＣＩＳＰＲ１１の適用範囲に関して、大幅な変更を加えることになる提案の審議がで行われました。これは、従来ＣＩＳＰＲ１１が適用されてき

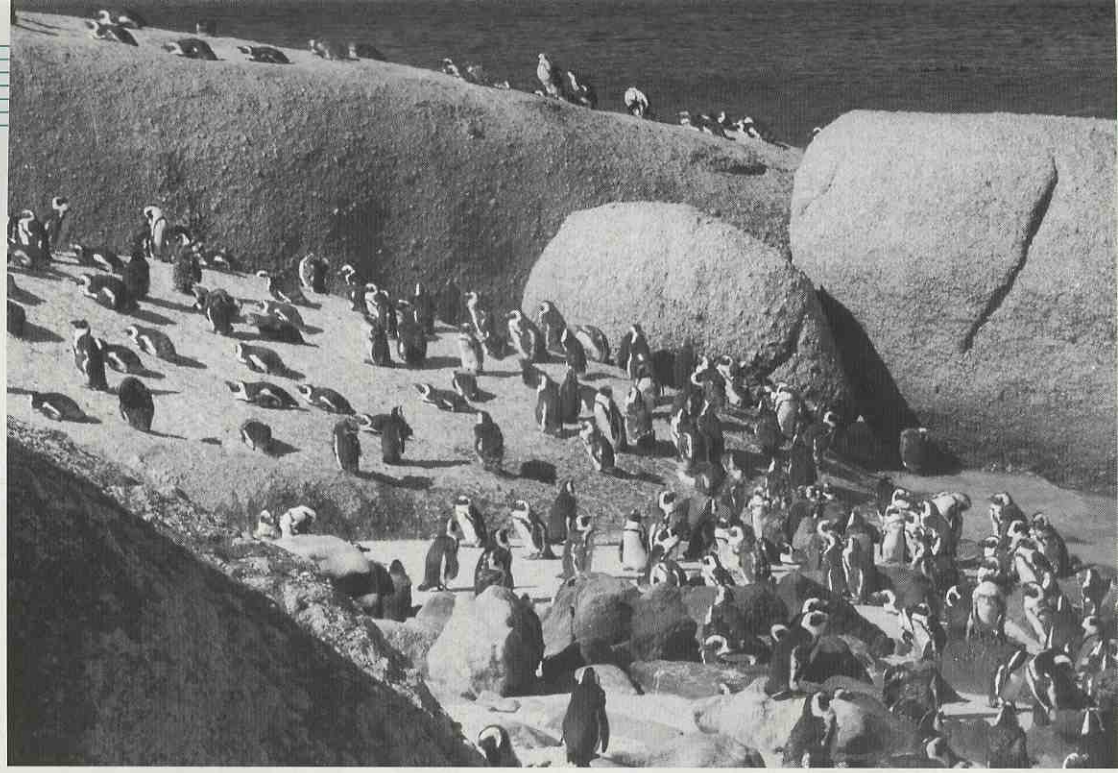

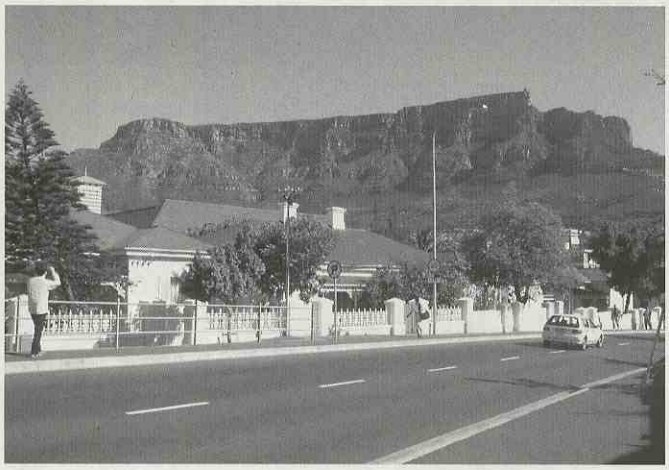

近くの海辺にはペンギンが群棲している
ケープタウンの象徴：テーブルマウンテン

た電子レンジやＩＨ調理器などの家庭用の高周波利用機器を、家電機器の製品群規格であるＣＩＳＰＲ１４－１に、一部の無電極放電ランプ等ＩＳＭ周波数を利用する照明機器を、照明に関する製品群規格であるＣＩＳＰＲ１５に移管しようというものです。しかし、この提案に対して各国から様々な意見が寄せられたため、ＣＩＳＰＲのＳＣ－ＢとＳＣ－Ｆ合同のタスクフォースを設置し、この問題をどのように処理すべきかを検討することになりました。

このような、将来的な課題とは別に、いくつかの部分的な変更をまとめて現行の第４版の修正（アメンドメント）2としてＦＤＩＳの投票にかけることが決定されました。主な内容としては、接地しないで使用する、定格電源電圧１００ＶのＩＨ調理器の電源雑音端子電圧の許容値を緩和すること、また、測定の再現性を向上させるため、電子レンジの負荷として使用する水の容量だけでなく容器の寸法を指定すること、などです。前者はほとんど日本からの提案通りとなっており、後者は韓国からの提案がベースになっていますが、日本の修正案も盛り込まれています。

2，ＳＣ－Ｆ（家電・照明機器関連）

ＣＩＳＰＲ１４－１の第５版、及びＣＩＳＰＲ１５の第７版のＦＤＩＳが回付されていましたが、可決されたことが会議直前に発表され、ＳＣ－Ｆ会議ではＦＤＩＳに対して寄せられた各国のコメントの審議が行われました。しかし、ＩＥＣルールにより技術的な修正は行われず、会議後の2005年１１月にそれぞれの新版が発行されました。

また、前年中国から提案があった「炊飯器の試験負荷として米を使用するという試験条件」については、会議前に日本が呼びかけて開いた中国・韓国・日本による臨時会議で試験負荷を「水」とすることで合意が得られ、ＳＣ－Ｆ会議においても了承されました。この件は次のＳＣ－Ｆ会議までにＣＤ（委員会原案）化することになりました。

ＪＥＴでは、ＥＭＣ分野においても常に最新の国内・国際規格情報を入手しており、正確に最新規格に則った試験ができます。

（ＥＭＣ試験センター）

『初めてのインド』後編

技術規格部
住谷淳吉

2日目の夜は、出張先の方10名程度とホテルの外で食事をしましたが、またバイキング式だったので安心して食べられました。しかし、チョイスするものは、ホテルの食事と変わりません。ただ誰もアルコールを飲まないので、私も遠慮をして、スパイシーな料理に対して、水をたくさん飲んでしまいました。その結果、帰国後も5日間は、食事をする度に腹痛になりました。

さて、いよいよ帰国です。国内線から国外線への乗り継ぎ時間が12時間もあるので、どう過ごすかが問題です。往路と違い、昼間だからホテルに泊まることはできません。とりあえず、バドダラからデリーの国内線ターミナルに到着すると、今度こそ時間があるのでシャトルバスにトライしようと思ったのですが、インフォメーションが見つからず、バスの表示に従って外に出たのが間違いでした。そこはシャトルバス乗り場への出口ではなく、出るなりにタクシーの呼び込みにつかまりました。それを断って、再びターミナルの中に戻ろうとしたら、チケットがないため軍隊の方が中に入れてくれません。それみたことかと、再度、タクシーの呼び込みにつかまりました。金額が、先の提示額より500ルピーも高くなったので、これをディスカウントしてもらいましたが、時間があるからと、しつこく観光を勧められたり、3人からのチップの要求があったりして、結局、日本円で2000円以上使ってしまいました。これはほとんど日本のタクシー代と同じぐらいですので、冷静になるとたいした問題ではないのですが、そのときは何となく損をしたような気になっていました。

そして、ようやく国際線ターミナルに到着しましたが、出発時間まで10時間以上あるという理由で、またまた、軍人が中に入れてくれません（3時間前にならないとだめとのこと）。観光客目当てのタクシーがたくさんおり、また、スーツケースも持っていた（成田にダイレクトで輸送してくれなかった）ので、外で7時間待つのは無理な状態でした。

空港の前に有料の大きな待合室があるのを見つけ、ようやくそこで落ち着くことができました。待合室の中は人が少なく、お店もキオスクのようなものしかありませんので、その中で7時間を過ごすのは、さすがに忍耐が必要でした。2人でいたのが、何よりの救いです。じつは待合室のチケットは6時間までだったのですが、チェックしていなかったので助かりました。また、この暇な時間に、なんとなく外を見ていて気がついたのですが、1時間ごとにくるシャトルバスのようなバスは、乗らなくて正解だったかなと思わせるものでした。

ようやく空港内に入り、チェックインを済ませ、残りのお金を使ってデューティフリーショップで買い物をしようとしたら、値札がほとんどついていないことに気がつきました。ここでも、値段交渉が必要なようです。担当者によって、値段が違っていました。

買い物を終え、出発ゲートに向かうと、その後にセキュリティチェックがあります。通常は、セキュリティチェック後にデューティフリーショップがありますが、デューティフリーショップも信用できないということなのでしょうか。

さらにゲート前の椅子に座って待っていると、私たちの搭乗の30分前まで、私たちと同じ場所に客室乗務員が待っていました。ということは、客室乗務員は30分間で飛行機内のチェックやその他の準備をしていることになるので、その慌しさが想像できました。そういえば、国内線の飛行機の座席前のポケットにごみが少し残っていたことが思い出され、そのときはちょっと嫌な気分でしたが、それも仕方ないと思い直しました。しかし、とにかくセキュリティが一番のサービスと考えれば、何事も納得ができてしまいます。これには、少しさびしさも感じましたが。

飛行機は順調に成田についたのですが、最後に利用した日本のタクシーに多少の違和感がありました。インドに限らず外国では、重いスーツケースなどをもっていれば、必ずタクシー運転手は降りてきてトランクに荷物を入れてくれます。しかし、日本の運転手は運転席に座ったままで、タクシーのドアを自動開閉し、荷物は自分で座席に載せます。私が感じた違和感は、外国人であればもっと強かったと思います。外国のチップの習慣が日本人にはわずらわしいですが、それだけの価値があるのかなと思いました。そういえば、今回、仕事を一緒にしたシンガポールの人が、「日本のタクシーは怖くない。」と言っていましたが、「親切だ」とは言っていないことを思い出しました。乗車前は外国帰りを気取って、「お釣りはいりません」というつもりでしたが、とてもその気になれず、しっかり額面通りの金額を支払いました。

なにはともあれ、無事に家にたどり着きました。今回の出張ではところどころでカルチャーショックを感じましたが、最もショックだったのは、家に帰ってからの妻の一言、「今晩はカレーよ」でした。

タイ バンコク 滞在記

国際事業部　石川雅之

2005年8月10日から11月25日までITSタイランド（Intertek Testing Services Thailand Ltd. ETL SEMKO Division）に駐在しました。駐在目的は、JETとITSタイランドとの間に締結された認証協力協定に基づいて、タイ国内でのSIJETマークなどの製品試験の受付、実施、電気用品安全法の省令1項、2項の試験技術の伝達、日本への電気製品輸出を目指す現地製造・輸出業者の方々へのサービス向上など、現地のお客様への要望にお応えするためです。JETは、今後も引き続きITSタイランドとの協力関係を緊密にし、お客様へのサービス向上に努めて参ります。

タイ王国について

面積51万4千平方キロ（日本の約1．35倍）、人口約6200万人（2004年）、首都　バンコク、全人口の約1割は首都バンコクに集中しております。

常夏の国、タイでは、日本のような四季ではなく、暑期（2月中旬～5月）、雨期（5月中旬～10月）、乾期（10月～2月）の3つの季節があります。

タイでは、王様が国民から非常に尊敬されております。全ての種類の紙幣、硬貨（タイバーツ）には王様（ラーマ9世）の肖像が描かれております。また、朝の8時と夕方の6時には、ラジオ局などから国歌が流れます。休日に市場に行ったとき、夕方6時に国歌が流れている間は、人々の歩く流れがぴたっと止まったのには、強く印象を受けました。また、映画館などでは、国歌が流れたときは起立しなければなりません。

バンコクの東西南北には工業団地が多々あり、多くの国籍の工場が立地しており、工業国である一面が伺えます。

また、タイでは西暦のほか仏歴を用いることも多くあります（西暦2005年＝仏歴2548年）。

交通について

基本的に車社会で、交通量は極めて多く、特にバンコクの渋滞は有名です。朝晩はもちろん、雨の日の渋滞はかなりのもので、ひどいときは20分で30mくらいしか車が動かなかったこともありました。朝晩の渋滞時には、車で移動する場合の時間を読むことは困難です。

また、約40年前の車も未だに現役で働いており、普通車でも70万キロ超の車も結構走っております。先日、4万キロ弱（15年）で廃車となった私の実家の車が少し気の毒に思えました。

バンコクの公共交通としては、高架を走るスカイトレイン（BTS）と最近開通した地下鉄（MRTと言われています）があり、車両が新しく冷房完備で快適ですが、路線が限られています。

市民の足はもっぱらバスです。かなりの路線バスが走っており、広域をカバーしております。また、路線バスのほかに長距離バスもあります。路線バスは番号表示及び行き先などがタイ語で書かれているため、利用しにくいですが、使い方が分かるととても便利です（但し深夜の長距離バスは安全面の注意が必要）。書店やコンビニエンスストアなどでバスマップが売られており、情報を入手することができます（どの道路にどのバスが通っているかが番号で書かれています）。また、路線バスはエアコン付きのバスと、無しのバスで料金が異なります。

川を行き来するボート（50～100人乗りの客船）も立派な公共交通で、人々の生活を支えております。バンコクを流れるチャオプラヤー川では、渡し船もあります。

タクシーも便利な公共交通の一つです。ただしタクシーでは領収書は基本的に出ません。なお、空港からタクシーに乗る場合は注意が必要で、正規の乗り場（到着ロビーのフロア）から乗るのがお勧めです。先日、正規乗り場が長蛇の列だったので、出発ロビーのフロアに着いたタクシーを利用したところ（正規の乗り方ではありません）、ドライバーはメーターを使わず、メーター利用の時の倍以上の料金を要求されてしまいました。私がよこしま（邪）な考えを起こした結果の失敗でした。

食事について

タイ料理は辛いというイメージがありますが、辛くない料理も多数ありますし、辛くしないように注文することもできます。ただし「ちょっとだけ辛く」というと、日本人には「かなり辛い」ものになりますので、苦手な方は「辛くしないで」と注文するのがよいでしょう。

タイ料理には麺類もあります。センミー、センレック、センヤイといった米で作った白い麺（それぞれ太さが違い、食感はややうどんに似ている）、バミーと呼ばれる中華麺があります。駐在期間中、うどんが食べたくなったときにはこの米の麺を食べてしのぎました。

また、現地では日本食が人気で、大きなスーパーやデパートには日本食のレストランがあり、なかなか美味しく、安価です。

最後に

滞在期間中、現地では、営業訪問などで多くのお客様にお世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ＩＳＯ９００１とＩＳＯ１４００１の統合審査サービスを開始しました

ＪＥＴ　ＩＳＯ登録センターでは、品質マネジメントシステム：ＩＳＯ9001審査と環境マネジメントシステム：ＩＳＯ14001審査とを統合した「統合審査」サービスを開始いたしました。ぜひとも、本サービスをご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

１．統合審査について

品質マネジメントシステム：ＩＳＯ９００１（以下「ＱＭＳ」といいます）審査登録及び環境マネジメントシステム：ＩＳＯ１４００１（以下「ＥＭＳ」といいます）審査登録に係る審査事項（規格要求事項）には、内容的に共通する部分があり、この「共通する部分に関する審査」を同時に行い、審査の効率化と合理化を図ることを「統合審査」といいます。

「統合審査」に際しては、「共通する部分に関する審査」を同時に行うとともに、両規格の「個別に関する審査」を組合わせて行い、それらの審査結果に基づいて「ＱＭＳ審査登録証」と「ＥＭＳ審査登録証」を同時に発行することができます。

２．お客様のメリット

お客様にとって、「統合審査」の導入により以下の効果が期待できます。

1) ＱＭＳ審査とＥＭＳ審査において、審査事項（規格要求事項）の内容的に共通する部分については、同時に共通して審査を行うため、審査時間と審査工数が削減されます。従って、その削減された審査工数分の審査料金が低減されます。

2) 経営トップの方々が審査に参加される時間が削減されます。このため、時間の有効活用が期待できます。

3) 将来的に、組織における「ＱＭＳ」と「ＥＭＳ」とを統合した「統合マネジメントシステム」への切り換えや、統合マネジメントシステムの構築に当たってのシステムの軽減化、簡素化が図られ、かつ、組織としての一体感が得られます。

さらに、リソースの有効活用により、人件費等の削減が期待できます。

３．統合審査の「審査報告書」及び「登録証」の発行について

「審査報告書」は、「ＱＭＳ」に関しては「最終審査報告書」を、「ＥＭＳ」に関しては「審査報告書」を作成し、また「登録証」につきましても、「ＱＭＳ」及び「ＥＭＳ」に関してそれぞれ発行いたします。

４．統合審査のお申込みから登録書発行までのフロー（概要）

統合審査のお申込みから登録証発行までのフロー（概要）は次のとおりとなります。

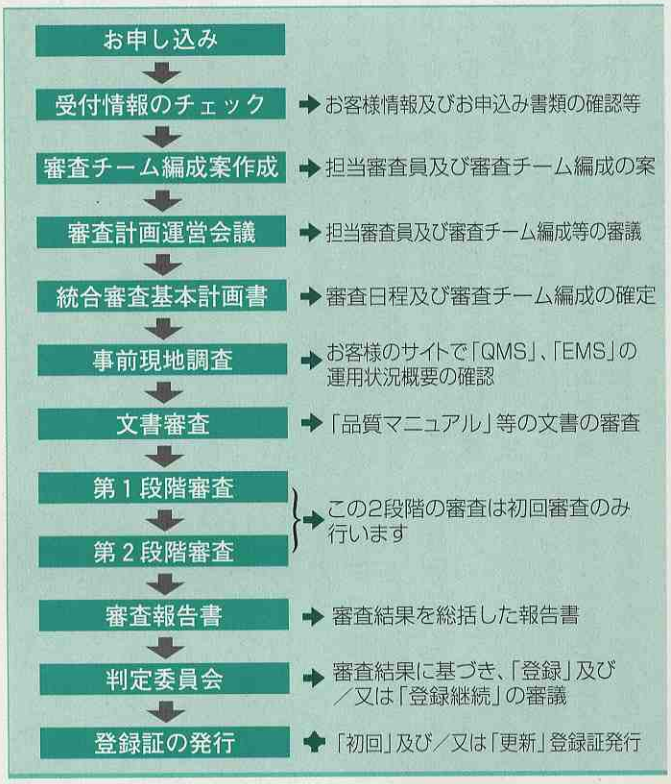

５．お問い合わせ先

統合審査に関するお申し込み方法や実施内容に関するご不明な点は、ISO登録センター管理部あて（担当：清水）にお気軽にお問い合わせ下さい。

TEL：０３－３４６６－９６９０

FAX：０３－３４６６－９８２０

「指定管理医療機器認証」業務のご案内

＜はじめに＞

ＪＥＴでは改正薬事法の施行にあわせ、平成17年4月1日付で「指定管理医療機器」の認証機関として厚生労働省に登録されました。初期登録における業務範囲は①「医用電気機器」、②「家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器」の2区分でしたが、その後専門技術者の確保等体制整備を行い認証範囲を拡大し、現在は下記の9区分について受託できる体制を整えました。これと併行して、「医療機器認証センター」独自のロゴや認証書のデザインを定め、本年9月に第1号認証書を発行しました。

【医療機器認証マーク】

＜登録業務範囲分について＞

現在、ＪＥＴでは次の業務範囲についてお取り扱いしております。
①家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
②医用電気機器（JIS T 0601-1の適用となるものに限る）
③歯科用機器（JIS T 0601-1の適用となるものに限る）
④歯科用機器（JIS T 0601-1の適用となるものを除く）
⑤施設用設備（JIS T 0601-1の適用となるものに限る）
⑥眼科及び視覚用機器（JIS T 0601-1の適用となるものに限る）
⑦再使用可能機器（JIS T 0601-1の適用となるものに限る）
⑧単回使用機器（JIS T 0601-1の適用となるものに限る）
⑨単回使用機器（JIS T 0601-1の適用となるものを除く）

括弧内の「JIS T 0601-1」とは、医用電気機器に関する一般的要求事項のＪＩＳ規格であり、国際規格のIEC60601-1を日本版に改定したものです。

厚生労働省では、通知文書（H17.3.11、薬食発0311005号　別添クラス分類）により医療機器の種類を特定しています。医療機器の数は、一般的名称で4,046ありますが、この中でクラスⅡの「指定管理医療機器」は1,785、さらに適合性認証基準すなわちＪＩＳ規格があり、薬事法登録機関が認証できる「指定管理医療機器」は778（372グループ）です（H17.12.1現在）。

＜医療機器認証センターの体制＞

「医療機器認証センター」では、センター所属の経験豊富なスタッフや、各事業所の支援を通じて指定管理医療機器の‘申請受付’から‘認証’までの一貫した業務を実施しています。また、お申込みやご相談等につきましては、今までどおり各事業所の相談窓口でも承ります。

＜ＪＥＴが行う医療機器認証の特長とワンストップ・ショッピングの活用＞

これまでＪＥＴでは、「指定管理医療機器」に分類された「家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器」について、（社）日本ホームヘルス機器協会会員企業や関連企業の皆様から多くの製品について依頼試験を受託しています。試験の結果は認証申込みの際、申請書に添付していただく「適合性認証基準（ＪＩＳ）への適合性を証明する資料」（ＳＴＥＤ）とすることができます。依頼試験のお客様が引き続き「指定管理医療機器認証」の申請をいただける場合、当該評価に係る時間が短縮でき、さらに認証手数料の軽減措置を考慮させていただきます。

また、薬事法に基づくＱＭＳ省令*で求められている要求事項は、ISO13485:2003 やISO9001:2000のマネジメントシステムの要求項目とその多くが重なります。すなわちシステム上重複した箇所は、ＩＳＯの審査結果をかなりの程度参考にすることができます。行政や独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び他の薬事法登録機関が実施したシステム審査結果の受け入れには条件がありますが、審査報告書のレビューのみで認証出来る場合や、海外工場での現地審査を簡略化するなどの方法で、適合性調査のための時間を短縮したり経費を大幅に圧縮できる可能性があります。お客様の実情を十分にお聞きした上で、認証費用のお見積もりをさせていただきます。

さらに、これまで他の機関で実施されていた①依頼試験、②検査、③製品認証、④ＩＳＯマネージメントシステム審査、及び⑤薬事法への適合性調査（QMS調査）を、ＪＥＴに集約していただくことで時間的にも経費的にも効果の高いワンストップ・ショッピングサービスを提供させていただきます。なお、現在ＪＥＴでは皆様へのサービスについて更なる利便性の向上を目指し、ISO13485の審査登録開始に向けた体制準備を推進しています。また、認証申請に関するセミナーも管理医療機器の区分別に各地での開催を予定しています。管理医療機器認証申請書の作成の一助となれば幸いです。

＊ＱＭＳ省令：厚生労働省令第169号(H16.12.17)で「製造管理及び品質管理に関する基準」を定めたもので、医療機器の製造所における品質マネジメントシステムに対して要求されている基準です。なお薬事法の基準に適合しているか否かの審査を‘ＱＭＳ適合性調査’と呼ぶこともあります（ＪＥＴでは「工場審査」といいます）。

（医療機器認証センター）

電磁界の健康影響に関する「シンポジウム」と「講演会」を開催

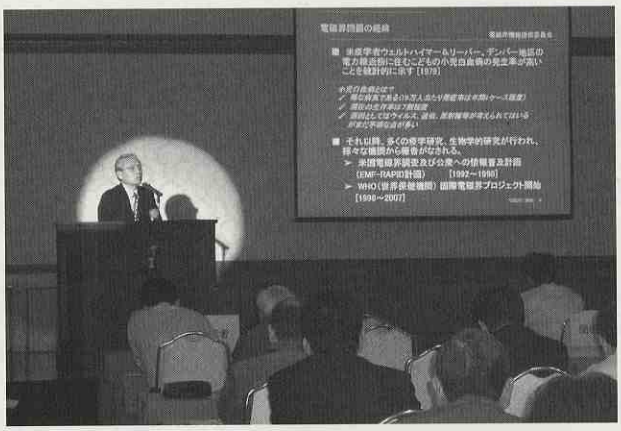

左：大久保先生の講演風景（12月20日の鹿児島にて）
下：12月19日沖縄の講演会場付近の「守礼門」

ＪＥＴは経済産業省原子力安全・保安院から委託を受け、「商用周波電磁界と健康に関する情報調査、提供事業」を行っています。この事業は電磁界と健康に関するＷＨＯ（世界保健機関）や海外の国々の動向等の情報を客観的かつ正確に収集し、ホームページ、パンフレット、講演会及びシンポジウムを通じて広く一般に提供することを目的にしています。

本年度（平成17年度）は11月14日に東京でシンポジウムを、12月16日（名古屋）、19日（沖縄）、20日（鹿児島）、1月13日（札幌）に各都市で講演会を開催しましたので、その内容について紹介します。

1．シンポジウム

出席者によるパネルディスカッションの前に大久保千代次先生（ＷＨＯ（世界保険機関）国際電磁界プロジェクト国際諮問委員会委員、JET情報調査委員会委員長・情報提供委員会委員長）による「基調講演（電磁界と健康）」、兜真徳先生（国立環境研究所、ＪＥＴ情報調査委員会委員）による「疫学研究の概要」、宮越順二先生（弘前大学、ＪＥＴ情報調査委員会委員）による「生物学的研究の概要」、多氣昌生先生（首都大学東京、ＪＥＴ情報調査委員会委員・情報提供委員会委員）による「国際非電離放射線防護委員会（ＩＣＮＩＲＰ）のガイドライン」について講演がありました。

電磁界が人体に与える影響について実験に基づく確実な証拠は得られていないので、疫学的、生物学的研究を統合的に評価し、因果関係を明らかにする必要があることや、ＩＣＮＩＲＰによる規制値などについて、当日出席した参加者からの質問に各先生方が答えながらのパネルディスカッションが行われました。

2．講演会

沖縄、鹿児島では大久保先生が、名古屋、札幌では多氣先生がそれぞれ担当され、講演して頂きました。

講演会はシンポジウムで大久保先生が基調講演で話された内容と同じで、以下のような項目でした。一般の方を含め、参加者の興味を引いた内容であったことは、言うまでもありません。

1）電磁界問題の経緯
2）電磁界とは何か
3）電磁界の健康影響に関するこれまでの研究結果
（疫学研究、生物学的研究）
健康影響に関する専門機関の見解
4）電磁界に関する規制、予防的枠組み
5）身の回りの電磁界の大きさ
6）電磁界研究の国内への取り組み

電磁界の健康影響については、今後もＪＥＴのホームページやこれら講演会、シンポジウムを通じて情報提供を行いますので、ＩＳＯ登録センター環境認証部までお問い合わせ下さい。

（ＩＳＯ登録センター環境認証部）

試験現場 NOW 〈22〉

医療機器認証センター

私たちの職場は平成17年4月1日に「医療機器認証センター準備室」として発足し、厚生労働省への届け等の準備期間を経て、6月に「医療機器認証センター」として体制整備がなされました。業務内容は、改正薬事法に基づき厚生労働省が指定した管理医療機器について、これまで行政で行ってきた‘承認’に代わり、‘認証’することです。

当初、厚生労働省に登録された業務範囲は「家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器」と「医用電気機器」の2区分でしたが、専門技術者の確保等体制整備を行って歯科用機器を含んだ7つの登録区分（P13を参照下さい）を追加し、幅広い認証サービスを提供できる体制が整いました。

医療機器の認証とは、薬事法に基づく基準に適合しているか否かの審査で、①「適合性認証基準及び基本要件基準」への適合性評価、すなわち認証取得を希望される医療機器の品質や性能等を確認する「認証審査」と、②「QMS省令」（P13を参照下さい）への適合性評価、すなわち認証取得を希望される医療機器の製造管理及び品質管理の

状態を確認する「工場審査」の2つの審査を同一機関が行う審査方式で、世界的にも初めての方式です。①の‘認証審査’のうち家庭用医療機器関連は現在、横浜事業所・関西事業所の支援を得て実施しています。また、センターの要員はＪＥＴに新たに参加したメンバーが多く、職場に慣れるのに時間がかかりましたが、ＪＥＴの一員としての誇りを持ち、日々「奮闘努力」しています。

医療機器認証センター
TEL:03-3466-6660
FAX:03-3466-6622

ＪＥＴの試験設備〈22〉

ダストチャンバー

昨今、防水又は防塵対策を謳った携帯電話及び配電ボックス等の製品について、実際に水や塵埃が侵入する度合いを検証する目的で、ＪＩＳＣ0920又はＩＥＣ60529規格に従った電気機械器具の外郭による保護の等級分類（ＩＰコード）の試験をご依頼されるお客様が多くなっています。

ＪＥＴでは、お客様のニーズに応えるため上記規格の保護の等級分類（ＩＰコード）の試験に必要な全ての設備を保有しています。今回は、これらの設備のうち、防塵の侵入に対する保護等級に使用するダストチャンバーをご紹介いたします。

ダストチャンバーの仕様

・チャンバー内寸法：
（幅）60ｃｍ×（縦）60ｃｍ×（長さ）160ｃｍ
・つり下げ重量：最大30ｋｇ
・試験品内部の負圧：最大2ｋｐａ
・製造メーカー：ドイツＰＴＬ社製

なお、塵埃試験（ＩＰX5又は6）では、被試験品

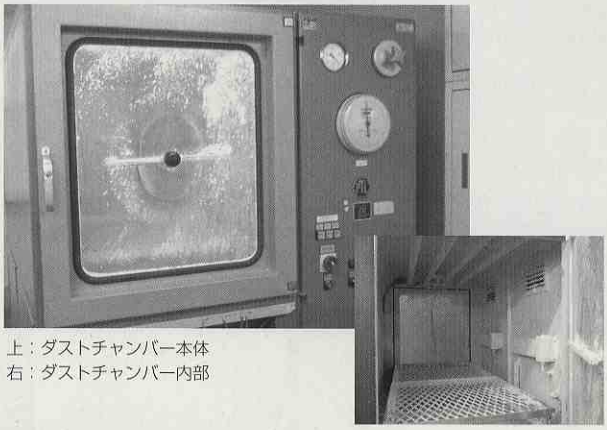

上：ダストチャンバー本体
右：ダストチャンバー内部

内部を負圧にするための接続
チューブ用の穴を外郭に加工して頂くことがありますので、詳細については「お問い合わせ先」までご一報頂ければ幸いです。
また、水の侵入に対する保護等級の試験も同時に実施できますので、ご利用のほど宜しくお願いいたします。

お問い合わせは下記グループまでお願いいたします。
横浜事業所　電線・電線管グループ
TEL:045-582-2667
FAX:045-582-2347

＜お問い合わせの際はこちらまで＞

【 本 部 】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●国際事業部 kokusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-5297
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820
●医療機器認証センター mdc@jet.or.jp	03-3466-6660	03-3466-6622

【横 浜 事 業 所】	TEL	FAX
●横浜事業所（代表） yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671
●技術規格部 info@jet.or.jp	045-582-2356	045-582-2384

【関 西 事 業 所】	TEL	FAX
●関西事業所（代表） kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

【名 古 屋 事 業 所】	TEL	FAX
●名古屋事業所（代表） nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498

■本　部
〒151-8545　東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0062　東京都渋谷区元代々木町33-8
（元代々木サンサンビル）

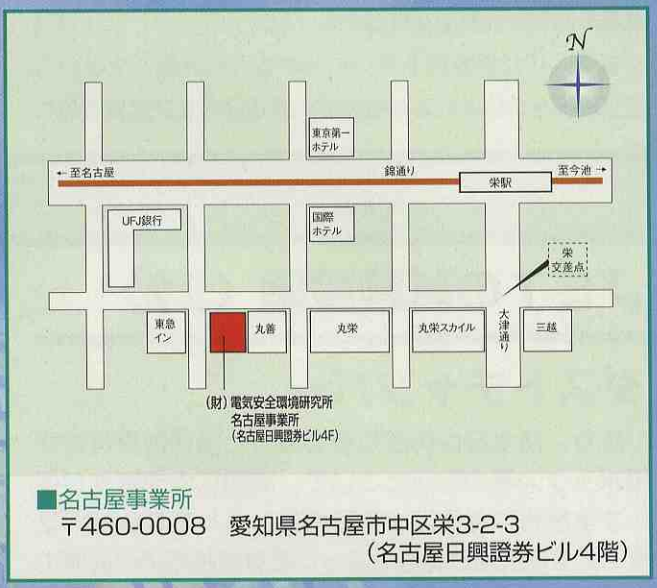

■名古屋事業所
〒460-0008　愛知県名古屋市中区栄3-2-3
（名古屋日興證券ビル4階）

■横浜事業所
〒230-0004　神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

■関西事業所
〒661-0974　兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

発行　（財）電気安全環境研究所（JET）　企画広報部
URL:http://www.jet.or.jp/

平成18年 1月20日発行

※再生紙を利用しています。